

## 広告掲載契約約款

本広告掲載契約（以下「本契約」）に関する約款は、お客様（以下「申込者」）から IWJ に対して申し込まれる協賛広告、一般広告、その他の広告の掲載に関する契約の条件となるものとします。

### ポリシー

- IWJ は、本契約の如何に拘らず、申込者及び申込者と関係を持ついかなる第三者からも、報道内容について一切の干渉は受けないものとします。
- IWJ は、自由な判断により、IWJ が築いてきたブランドイメージや、会員をはじめとするユーザーからの信頼などを含む資産を損なう可能性があるると判断されるものについて随意、契約を断ることがあるものとします。

### 申込者の責務

- IWJ に対し、下記 1 から 7 の事項を保証するものとします。
1. 本契約に基づく協賛広告、一般広告、その他の広告（以下「本広告」）または本広告からのリンク先（以下「リンク先」）の内容が公序良俗に反し、または第三者を誹謗中傷したり、名誉を毀損する内容を含まないものとします。
  2. 本広告とリンク先について、リンク切れとなっていないものとします。
  3. 本広告の内容が、リンク先の内容、目的、テーマと明確かつ直接的な関連性があるものとします。
  4. 本広告の内容およびリンク先が、第三者の著作権、産業財産権、パブリシティ権、プライバシー権、その他一切の権利を侵害していないものとします。
  5. 本広告の内容およびリンク先が、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法、その他一切の関連法令に抵触していないものとします。
  6. 本広告やリンク先が申込者によって適切に管理されており、IWJ が本契約を履行するにあたり、支障が生じないものとします。
  7. 本広告の内容およびリンク先が正確かつ最新の記載であり、かつユーザーに混乱を生じさせたり、コンピュータウイルスや虚偽の内容を含んでいないものとします。

### 契約の解除

1. IWJ では、申込者が次の(1)から(5)のいずれかに該当する恐れがあると判断される場合に、申込者に通知をし、本広告およびリンク先の内容が是正されるまで広告の掲載を

いったん停止するものとします。申込者が一定期間内に内容の是正がされなかった場合につき、本契約を解除できるものとします。その場合、申込者はすでに表示済みの広告につき責任を負うものとします。

- (1) 広告掲載契約書 第 1 条に定める広告掲載料の支払いを遅滞する場合 (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、または営業免許取消などの公権力の処分を受けたとき、特別清算開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始等の申立てがあったとき、手形または小切手を不渡りにしたとき、その他申込者の財政状態が悪化したと IWJ が認めたとき (3) 申込者または申込者の代理人、代表者もしくは従業員等が法令に違反した場合などで、申込者から委託を受けた広告掲載を継続することが IWJ の利益、信用を阻害するおそれがあると IWJ が判断したとき (4) 申込者または申込者の代理人、代表者もしくは従業員等が IWJ やその関連会社または報道業界の信用を傷つけたときまたはそのおそれがあると IWJ が判断したとき (5) 申込者または申込者の役員が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、およびこれらに準じるもの）であることが判明したときあるいは申込者または申込者の役員と反社会的勢力との関与が明らかになったとき
2. 申込者にとって不利益となることが明らかな情報を報道する場合、IWJ は申込者に通知をし、両者協議の上、本契約を解除できるものとします。その場合、申込者はすでに表示済みの広告につき責任を負うものとします。
3. 申込者が、本契約または IWJ との間のその他の契約が守られない可能性があり、IWJ の存続に影響を及ぼすと判断される場合、IWJ は独自の判断に基づき、申込者に通知をし、本広告およびリンク先の内容が是正されるまで広告の掲載をいったん停止するものとします。IWJ は申込者が一定期間内に内容の是正がされなかった場合につき、本契約を解除できるものとします。その場合、申込者はすでに表示済みの広告につき責任を負うものとします。
4. IWJ が契約の解除を判断する場合、IWJ がその理由を申込者に対し説明する義務はないものとします。

#### IWJ の責任の制限

- IWJ は、本広告の効果について一切の保証をしないものとします。
- 事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラ、その他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生など IWJ の責に帰すべき事由以外の原因により、本契約に基づく責務の全部または一部を履行できなかった場合、

IWJはその責を負わないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとし、ただし、IWJの故意または重過失による場合はこの限りではありません。なお、IWJの故意または重過失により、IWJが掲載を行わなかった部分については申込者の支払い責務も生じないものとし、

#### 損害賠償

- ・ 申込者は、本契約に違反することにより、IWJに損害を与えた場合、IWJに対しその損害を補償しなければなりません。

#### 権利譲渡の禁止

- ・ 申込者は、IWJの同意なしに本契約上の地位または権利を第三者に譲渡することができないものとし、

#### 合意管轄

- ・ 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

その他、本契約に関する当約款の範囲を超えた懸案事項が発生した場合には、申込者とIWJの両者が誠意を持って対応することを前提に、IWJの存続に必要な状況を最優先させるものとし、

作成 2016年4月26日